土佐清水市多文化共生活動支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、土佐清水市（以下、「本市」という。）における多文化共生社会の実現に向けて、外国人材の雇用促進、受入環境整備その他外国人の活躍推進等に関する活動を行う者を支援するために、土佐清水市補助金交付規則（平成 22 年３月 30 日規則第 11 号。以下「規則」という。）第 20 条の規定に基づき、土佐清水市多文化共生活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（１）本市に本拠（本社、本店等）有する事業者であること。

（２）外国人労働者を現に雇用している又は雇用する見込みがあること。

（３）市税等市に納付すべき債務について滞納がないこと。

（４）規則第４条第２号から第 11 号に掲げるものでないこと。（暴力団等でないこと。）

（補助事業、補助対象経費及び補助金の額）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表１のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　補助金の交付申請をしようとする者は、市税等の納付状況調査のための同意書を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　市長は、前条の規定による交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（申請の取下げの期日）

第６条　規則第７条第１項に規定する補助金の交付申請の取下げの期日は、補助金の交付決定通知を受けた日の翌日から起算して 10 日を経過した日とする。

（補助金の変更承認申請）

第７条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金変更承認申請書（様

式第３号）（以下「変更承認申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助金額の増額又は３０％を超える減額

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

２　市長は、前項の規定による変更承認申請書が提出され、変更が適当であると認められるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第８条　補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）（以下「事業中止（廃止）承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による事業中止（廃止）承認申請書が提出され、内容が適当であると認められるときは、事業中止（廃止）決定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から 30 日を経過する日又は完了の日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第７号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 10 条　市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

２　市長は、前項の規定により補助金の額の確定をしたときは、補助金確定通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 11 条　補助事業者は、前条第２項の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第９号）を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 12 条　市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要があると認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

２　補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 10 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金に係る経理）

第 13 条　補助事業者は、補助事業の経理について他の事業と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した翌年度から起算して５年間整備保管しておかなければならない。

（遂行状況の報告等）

第 14 条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（委任）

第 15 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和 10 年５月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第２条、第 13 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。